

## 須坂市公民館 塩川町公民分館規約

### (名称及び事務所)

第1条 本分館は、須坂市公民館塩川町公民分館（以下分館という）と称し、塩川町に居住する者をもって組織し、事務所を分館長宅に置く。

### (目的)

第2条 分館は、住民の実際生活に即する教育、文化、グループ育成に関する各種の事業を関係団体と協調して行うとともに、地域公民館と協調を図り、もって住民の教養の向上・健康の増進・情操の純化を図り、生活文化の進行・社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 分館は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- 1 各種講座・教室・講演会の開催
- 2 各種団体と話し合いの開催
- 3 体育振興・レクリエーション等の開催
- 4 分館報並びに広報活動
- 5 各種グループの育成と援助
- 6 その他目的達成に必要な事項

### (役員及び組織)

第4条 分館に次の役員を置く。

- 1 分館長1名、主事2名のうち1名は分館長代理、庶務を司り、他の1名は人権、会計担当とする。
- 2 部員は12名とし、社会部、体育部、事業部を担当する。
- 3 体育部員は、塩川区の体育専門委員を兼ねる。<sup>i</sup>

### (運営委員会)

第5条 分館に次の運営委員会を置く。

- 1 運営委員会は、区役員（氏子総代を含む）、民生児童委員、各種団体の正副会長及び小・中PTA支部長をもって構成し、分館長が委嘱する。
- 2 運営委員は、職名委嘱とし、任期はその職の在任期間とする。
- 3 運営委員会は、分館の年間計画、予算、事業報告、決算について議し、これを承認する。
- 4 その他、分館事業推進について協力する。
- 5 運営委員会は、分館長が招集し、分館長が議長となる。

### (役員の仕事)

#### 第6条

- 1 分館長は、分館事業の企画、実施、その他必要な事務を行い、分館を代表する。
- 2 主事は、庶務、人権、会計事務を分担し、分館長事故ある時はこれを代行する。
- 3 部員は、分館事業推進に当たる。

### (役員の仕事)

第7条 分館長の仕事は1年とし、他の分館役員の仕事は2年とする。  
補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

### (役員の仕事)

- 第8条
- 1 分館長は、区民の選挙によって決める。
  - 2 主事及び部員は、運営委員が選考委員となり選出する。
  - 3 年度途中で退任する者があるときは、運営委員会にはかり後任を選出する。
  - 4 部長は、分館長が決める。

### (会議)

第9条 会議は、分館長主事会、役員会とし、分館長主事会、役員会は分館長が、部会は部長が招集する。  
役員会は主事が、部会は部長が議長となる。

### (会計及び会計年度)

- 第10条
- 1 分館の経費は、本館交付金、区助成金及び参加費をもって充てる。<sup>iv</sup>
  - 2 分館の会計年度は、前年の11月11日から11月10日までとする。ただし、事業年度は1月1日から12月31日までとする。<sup>iii</sup>

### (監査)

- 第11条
- 1 分館に監事1名を置き、監事は会計を監査する。
  - 2 監事は仕事を1年とし、分館長が指名し、運営委員会の承認を得る。<sup>ii</sup> (注記)

### (附則)

第12条 この規約に定めてない必要な事項は、分館長が決める。

### (規約の改廃)

この規約の改廃は、役員会で検討し、運営委員会の承認をもって発効するものとする。

昭和 5 6 年 4 月 3 0 日 施行

附則	昭和 5 9 年 1 2 月 2 2 日	一部改正し同日から施行する。
	昭和 6 1 年 2 月 2 7 日	一部改正し同日から施行する。
	昭和 6 2 年 1 2 月 1 7 日	一部改正し同日から施行する。
	平成 2 年 3 月 1 日	一部改正し同日から施行する。
	平成 7 年 1 2 月 9 日	一部改正し同日から施行する。
	平成 1 9 年 1 2 月 1 日	一部改正し同日から施行する。
	平成 2 1 年 2 月 1 1 日	一部改正し同日から施行する。
	平成 2 3 年 2 月 1 1 日	一部改正し同日から施行する。
	平成 2 7 年 2 月 1 4 日	一部改正し同日から施行する。
	令和 2 年 2 月 8 日	一部改正し同日から施行する。

---

i	平成 21 年 2 月 11 日	第 4 条	改訂事項
ii	平成 21 年 2 月 11 日	第 11 条	改訂事項
	(注記) 監事は公民分館組織外とする。(塩川区の会計)		
iii	平成 23 年 2 月 11 日	第 10 条	改定事項
iv	平成 27 年 2 月 14 日	第 10 条	改定事項
v	令和 2 年 2 月 8 日	第 4 条、第 6 条、第 1 0 条 2	改定事項